

差別のない社会づくりのためのガイドラインについて

資料1

平成27年9月18日
府民文化部人権局

1. 背景

- 平成25年6月に、障がいを理由とする差別の解消を社会において推進するため、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」の禁止等を定めた障害者差別解消法が成立（施行は平成28年4月）。
- 大阪府は、同法に基づき、障がいを理由とする差別について府民の関心と理解を深めるため、何が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいのかなどについて基本的な考え方や具体的な事例等をわかりやすく記載した「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」を平成27年3月に策定。
- 障がい以外の人権課題（女性、高齢者、外国人など）に係る差別についても、府民の皆様にご理解を深めていただくことが重要であることから、障がい者差別の解消に関する動きも踏まえながら、ガイドラインの策定を検討することとなった。

2. これまでの取り組み

(1) 有識者の意見聴取

差別解消方策について有識者から意見を聴取することを目的に、「大阪府差別解消に関する有識者会議」を設置し、平成26年度中に3回開催。

■今後の検討に向けて（有識者会議での主な委員意見）

- ・ 公権力の過度な介入とならないう注意しなければならない。
- ・ 判例集であれば公権力の介入の問題にはなりにくい。判例は少ないので、ADR対応事例や法務省の人権侵犯事件処理事例などで補完することも考えられる。
- ・ ADRとの連携によって、救済につなげたり、事例を蓄積することは重要。
- ・ 行政の価値観の押し付けにならないよう留意しつつ、皆が多面的に考え、将来ルールを作っていくための基礎を作っていくことは有意義。

(2) 府民からの事例収集

検討の基礎資料とするため、府民から「差別と思われる事例」を収集（府ホームページによる募集、当事者団体へのヒアリング）

■寄せられた事例の件数

総件数 802件
（府外の実例も含む）

内訳	事業者等に関する事例 97件	差別表現等の事例 483件
	婚姻に関する事例 93件	その他の事例 129件

(3) 事業者団体及び人権施策推進審議会委員の意見聴取

ガイドラインのたたき台となる判例等事例や相談機関を紹介した「差別解消に向けて（てびき）」（案）について、事業者団体や人権施策推進審議会委員の意見を聴取しつつ、それをブラッシュアップし、判例等内容をより分かりやすく示した「差別のない社会づくりのためのガイドライン」（案）【別添】をとりまとめ。

3. ガイドライン（案）の概要

【目的】

- 事業者の行為によって発生し、裁判所で違法と判断された判例等を分かりやすく示すとともに、その判例から導くことができる「不当な差別的取扱い」を例示することにより、差別解消に関する府民の理解と事業者の取組みを促し、差別を未然防止する。
- 大阪府や市町村の人権相談窓口をはじめとする相談窓口や裁判外紛争解決機関(ADR)を紹介することにより、個別事案の適切な解決につなげる。

【事例】

- 事業者と個人との間で生じた不当な差別的取扱い事例（判例等）等を分かりやすく示す。

[※ 障害者差別解消法では、事業者でない一般私人の行為や個人の思想、言論を法で規制することは不相当として、個人の行為等対象としていないことから、本ガイドラインもこの考え方を踏まえ、私人間の行為は対象としない。]